

かわさきマイスター活動支援基準

(目的)

- 1 この基準は、事業要綱第8条第6号で実施する、かわさきマイスター協力事業における技術・技能の継承・振興活動に対する経費等の支援基準を定めることを目的とする。

(協力事業及び継承・振興活動)

- 2 市が実施する、かわさきマイスター協力事業とは、後継者育成及び継承活動としての、ものづくり体験教室、教育現場での講演会、事業所の受け入れ体験、技術指導・講演会の講師派遣事業、並びに技術・技能の振興活動としてのイベントでの実演、技術相談・講習会、フォーラムへの出席、展示会事業をいう。

(経費等)

- 3 活動に対する支援経費は、別表に定める基準表による。
但し、他機関、他団体が主催する事業において、謝礼金等の支給を受ける場合は、適用しない。

(特別基準)

- 4 別表に定める額での実施が著しく困難であると認められる場合は、その都度、経済労働局労働雇用部長が必要と認める額を定めることができる。

付則

この基準は、平成16年4月1日から適用する。

付則

この基準は、平成20年4月1日から適用する。

付則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

別表

かわさきマイスター支援経費基準表

技能内容	謝礼額／時間	説明
講演会講師等	6,000円	小・中・高等での講演会講師
実技指導	6,000円	技術校・工業高校等での技能講習等
展示会実演	6,000円	市民向け展示会等

※ 謝礼額は、時間単価とする。

※ 実技技能講習等謝礼は、1回40,000円を上限額とする。

※ 展示会等実演等謝礼は、1回30,000円を上限額とする。

※ 展示会・実演等についての材料費・運搬費等は、別途1回15,000円を上限に支給する。